

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

生涯活躍のまち 遠別創生包括プロジェクト事業

### 2 地域再生計画の作成主体

北海道天塩郡遠別町

### 3 地域再生計画の区域

北海道天塩郡遠別町の全域

### 4 地域再生計画の目標

過疎高齢化が著しい本町では、地域福祉力の向上をめざし、高齢者の生涯学習及び交流事業を展開し、さらには老人ホーム施設の整備を行ってきましたが、全国的にも共通している介護員等の確保が困難な状態であるため、高齢者対策として事業展開が硬直している状態です。

高齢化率が4割に近づき小さな町では介護員など福祉に携わる人材確保が困難であり、かつ、高齢者が生活できる受け皿施設が不足している状態です

そのため地域包括ケアシステムの構築を図り、移住者へのプロモーションをはじめ、受け入れ体制（しごと、すまい）を計画的に展開し、人口減少に歯止めをかけ、地域住民も移住希望者にも安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指すものです。

#### 【数値目標】

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
移住者数	1人	2人	3人
介護職員資格取得者数	0人	2人	3人
生涯活躍のまち「基本構想」「事業計画」策定	基本構想策定	事業計画案策定	事業計画策定

### 5 地域再生を図るために行う事業

#### 5-1 全体の概要

生涯活躍のまちをめざし、移住対策を中心に官民協働での取り組みを進め、受入体制の確立とアクティブシニア事業の展開を図る。

#### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

##### 1 事業主体

## 北海道天塩郡遠別町

### 2 事業の名称及び内容：生涯活躍のまち 遠別創生包括プロジェクト事業

本事業は、生涯活躍のまちをめざし、「基本構想」「事業計画（事業主体の選定含む）」の計画策定に向けた調査検討及び計画立案を行い、人材育成確保に向け「移住希望・相談事業」「インターンシップ事業」の展開を図りながら、アクティブシニアを対象とした「看護・介護と食を結びつけた大学連携事業」やサービス付き高齢者住宅の事業計画を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

### 3 事業が先導的と認められる理由

#### 【官民協働】

地域の課題を解決する地方行政・民間事業者のイノベーションとして、地域が一体となった取り組みや外部の力との還流により、これまでの高齢者対策の概念にとらわれない対策を展開する。

#### 【政策間連携】

移住定住対策として人材確保の介護員を中心とし、農業従事者、漁業従事者、飲食店経営者などの発掘をめざし、受入体制の確立とアクティブシニア事業の展開を行う。

#### 【自立性】

事業構想などの段階では一般財源となるが、平成31年度～32年度にかけてサ高住の建設を行い、運営開始後は入居者からの利用料などにより、経済的な自立が可能となる。

### 4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
移住者数	1人	2人	3人
介護職員資格取得者数	0人	2人	3人
生涯活躍のまち「基本構想」「事業計画」策定	基本構想策定	事業計画案策定	事業計画策定

### 5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を総務課が取りまとめて、地方創生推進協議会を構成する有識者や議会特別委員会の関与を得ながら評価検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

### 6 交付対象事業に要する費用

#### ①法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 43,500千円

## 7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3ヶ年度）

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

事業名：(仮称) 高齢者交流センター建設事業

事業主体：遠別町

事業費：282,500千円（町一般財源）

事業期間：平成28～29年度

事業概要：町中心部に高齢者の拠点施設となる「高齢者交流センター(公衆浴場機能付き)を整備

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から平成31年3月31日

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価方法

遠別町地方創生推進協議会において評価検証を行う。

また、議会特別委員の関与を得ながら評価検証を行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価時期及びを行う内容

毎年度4月に評価を行う。

毎年3月末時点でのKPIの達成状況に基づき評価する。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価公表方法

町ホームページ及び広報誌で公表を行う。